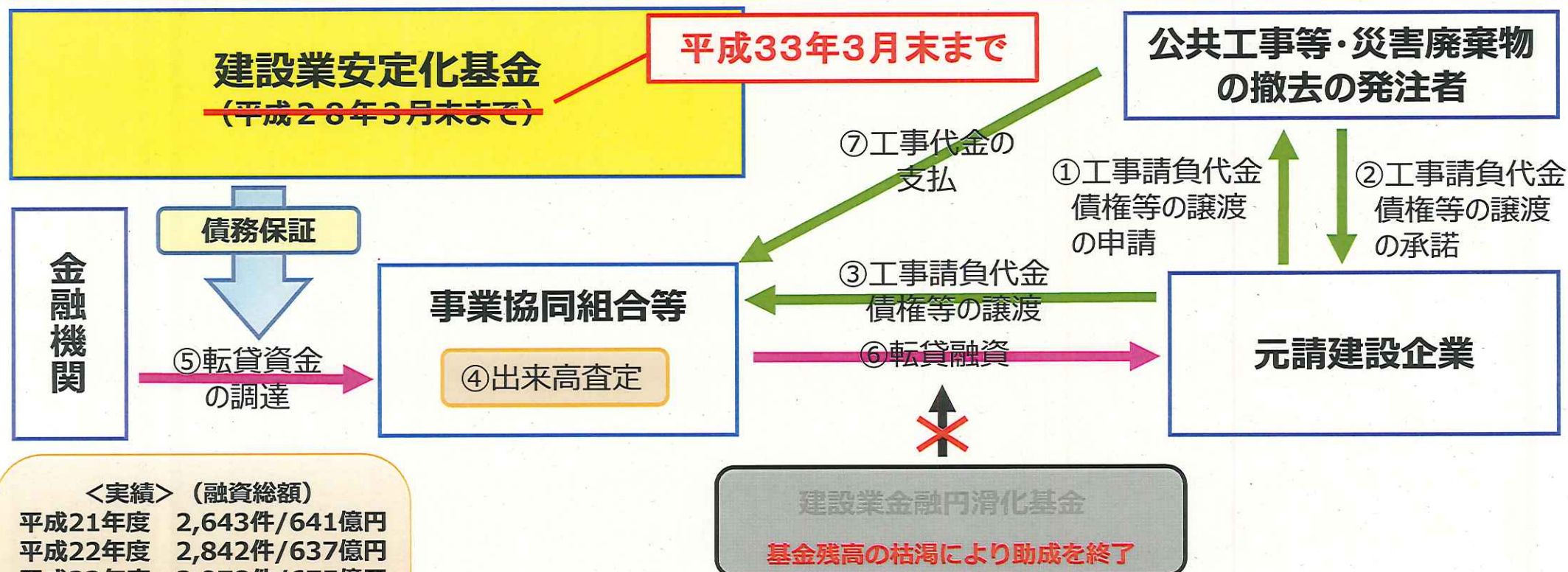


地域建設業経営強化融資制度(平成20年11月～)

- 公共工事の請負代金債権等を担保に、事業協同組合等が中小・中堅建設企業に対し簡易・迅速に融資を実行
⇒保証人・不動産担保なく、かつ工事途中においても融資を受けることが可能であり、中小・中堅建設企業の資金繰り改善に寄与



＜実績＞（融資総額）

平成21年度	2,643件/641億円
平成22年度	2,842件/637億円
平成23年度	2,978件/675億円
平成24年度	2,970件/694億円
平成25年度	2,978件/707億円
平成26年度	3,341件/900億円 (1件あたり平均2,694万円)

- ・ 本制度の根幹である債務保証を担う「建設業安定化基金」が大幅延長。
- ・ 建設業金融円滑化基金枯渇のため、同基金による出来高査定等への助成は終了。
- ・ しかし、建設業安定化基金の延長によって、地域経営強化融資制度と類似の出来高ベースの融資制度である「下請セーフティネット債務保証事業」も継続され、出来高査定助成2.5万円等を受けることが可能。

下請債権保全支援事業(平成22年3月～)

- 下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権の支払をファクタリング会社が保証
- 元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に保証債務の履行により保証金を支払い、下請代金等債権を保全
→下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図る

建設業債権保全基金 (平成28年3月末まで)

平成29年3月末まで
(経済情勢により延長を判断)

緊急リスク軽減

保証料負担軽減

債権の回収困難時に、
損失補償
(損失保証割合85%)

75%

保証料負担軽減
のための助成
保証料の2/3
(年率3%上限)

1/2
1.5%

元請建設企業

・ 工事の発注
・ 下請代金の
支払い

・ 工事の施工
・ 資材の提供

ファクタリング
会社

保証料

下請が元請に有する代金等債権の支払を保証

下請建設企業等
元請に対する債権

<実績> (保証等総額)

平成22年度 6,602件/319億円
平成25年度 13,270件/844億円

平成23年度 11,312件/593億円
平成26年度 11,668件/818億円

平成24年度 13,124件/745億円
(1件あたり平均593万円)

(被災地特例)

- ・ 債権買取事業
- ・ 建設機械リース・レンタル債権保証事業

※ 本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が、すべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了する。